

平成 30 年 1 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 1 月 30 日 (火) 開会 17 時 00 分
閉会 18 時 22 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
姫野 悟 学校教育課長
梅田 智行 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育政策課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
亀川 義徳 社会教育課参事
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について【議第 42 号】
※継続審議 ※非公開
第3 別府市営実相寺多目的グラウンド管理規則の制定について
【議第 2 号】
第4 別府市立図書館の利用について【議第 3 号】

その他 (1) 別府市いじめ防止対策等に係る条例の制定について
(2) 別府市立山の手・浜脇統合中学校 (仮称) について (経過報告)
(3) 平成 29 年度卒業 (園) 式・平成 30 年度入学 (園) 式の出席 (案)
について
(4) 2 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 30 年 1 月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は福島委員さんをお願いします。
本日の議事のうち、議事日程第 2、議第 42 号 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」継続審議分について、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。議第 42 号を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。
また、これにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

◎ 別府市営実相寺多目的グラウンド管理規則の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 2 号 別府市営実相寺多目的グラウンド管理規則の制定についてです。この件につきまして、ご説明をお願いします。

スポーツ健康課長 議事日程第 3、議第 2 号 別府市営実相寺多目的グラウンド管理規則の制定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものです。
2 ページをご覧ください。別府市営実相寺多目的グラウンド管理に関する規則です。この規則は、第 1 条（目的）から第 11 条（委任）までを定めます。この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例第 18 条の規定に基づき、別府市営実相寺多目的グラウンドの管理について必要な事項を定めることを目的としております。
施設区分としましては、第 2 条、多目的グラウンドは、次に掲げる施設に区分する。(1)天然芝グラウンド(2)駐車場。利用制限としましては、第 3 条、条例第 5 条の規定により次に掲げる事項を守らない者は、入場を拒み、又は退場させることができる、としております。(1)から(6)まででございます。(2)であれば、ゴム底の運動靴又はサッカーシューズ、ラグビーシューズ以外のグラウンドの芝生を傷めるおそれのある靴等を着用しないこと、また(5)では、利用した設備の整理整頓をすること、となっております。
3 ページに移ります。使用の申請及び許可、第 4 条、多目的グラウンドを専用使用しようとする場合は、実相寺多目的グラウンド使用申請書(様

式第1号) これは6ページから出てきますが、それを、その使用しようとする日の1カ月前から3日前までの間に別府市教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条各号に掲げる公式戦等については、その計画表等を添えた文書をもって申請にかえることができるとなっております。第2項では、委員会は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し実相寺多目的グラウンド使用許可書(様式第2号)これも7・8ページに出てきます、これを交付する。第3項です。第1項に規定する期限経過後に同項に規定する申請があった場合は、委員会は、多目的グラウンドの使用に支障がない限り前項の規定に準じて許可することができる。使用回数の制限、第5条になります。条例第8条の規定により使用者が1カ月に使用できる回数は、次の各号に掲げる回数以下とする。ただし、他の使用者の対抗試合等により競技しようとする場合は、この限りではありません。(1)土曜の午後、日曜又は祝日1回、(2)平日5回以内。第2項です。前項の規定は、次条各号に掲げる公式戦等には適用しない。使用優先の特例です。第6条です。サッカー競技、ラグビー競技、グラウンド・ゴルフ競技等の振興のため、次に掲げる公式戦等においては、委員会は多目的グラウンドの使用を優先して許可することができる。(1)中学校体育連盟若しくは高等学校体育連盟又は別府市体育協会若しくはこれに加盟する各種目連盟が主共催する公式戦(2)本市又は委員会が主催する行事(3)その他委員会が特に必要と認めるもの。

4ページに移ります。使用料の徴収方法です。第7条、条例第10条第1項の使用料は、第4条第2項の規定による許可の場合は、当該許可後、同条第1項に規定する期限までに徴収し、同条第3項の規定による許可の場合は、当該許可の際に徴収する。使用料の減免、第8条、別府市使用料の徴収に関する条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、実相寺多目的グラウンド使用料減免申請書(様式第3号)を提出しなければならない。使用料の減免の基準は、次のとおりとする。1から5まであります。(1)市又は委員会が主催する競技会その他の行事に使用する場合は、使用料を免除する。(2)別府市立学校主催の競技会に使用する場合は、使用料を免除する。(3)委員会が認定する社会教育団体又は社会体育団体の主催する競技会で委員会が特に認めた公式戦等の場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。(4)市又は委員会が共催する競技会に使用する場合は、使用料の50パーセントを減額することができる。(5)その他委員会が公益上特に必要があると認めるときは、前各号に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。使用料の還付です。第9条、使用料条例第7条の規定により既納の使用料を100パーセント還付することができる事由は、次のとおりとする。(1)委員会において必要を生じたため使用を取り消したとき。(2)使用者の責任によらない天災地変等の理由により使用することができないとき。第2項です。前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、実相寺多目的グラウンド使用料還付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

5ページに移ります。指定管理者による管理、第10条、条例第15条第1項の規定により多目的グラウンドの管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第4条及び第6条の規定にかか

ならず、指定管理者が委員会の承認を受けて別に定めるところによる。委任、第 11 条になります。この規則の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する、ということになります。これは、別府市実相寺多目的グラウンドの管理につき必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものです。施行期日は、平成 30 年 4 月以降になります。

6 ページから 10 ページまでが、様式第 1 号から第 4 号の様式になります。この中で一部訂正があります。6 ページの様式第 1 号、決裁区分のところです。教育長、主管課長、係長、担当となっておりますが、教育長と主管課長の上に教育参事を入れるものが正しいです。これは差し替えさせていただきます。それと、9 ページ、様式第 3 号の決裁区分のところです。教育長と主管課長の上に教育参事を入れさせていただきます。それと、10 ページの様式第 4 号も、同じく決裁区分の教育長と主管課長の上に教育参事を入れさせていただきます。以上で説明を終わります。

寺岡教育長 ただいま議第 2 号につきまして、スポーツ健康課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 今までこれはなかったのですか。

スポーツ健康課長 これまで、多目的グラウンドは使用料が無料でして、管理等についても土のグラウンドでありましたので、規則というのがなかったです。新たに作られて、これは基本的には他の体育施設と同じ形で作りました。

高橋委員 第 4 条の 2 項、委員会は前項に規定する申請があったときは、ということで、委員会が使っていいよ、使えないよということを決める、というふうになってはいますが、申請があって委員会で合否というか判断すると、時間がかかるんじゃないかなと。

スポーツ健康課長 今、各地区館では、そういう形でやっていますけども、この多目的グラウンドについては、振興センターのほうに指定管理で委託をしております。4 月 1 日からはそういう形で指定管理でしますので、同じく 10 条のところにも出てきますけど、第 4 条及び 6 条の規定には沿わなくても、指定管理者のほうで判断できるということになります。

高橋委員 規則だけはこういうことで。

スポーツ健康課長 はい。

高橋委員 それともう一点。例えば、毎週月曜日午前中 1 カ月使いたいんだという場合は、この規定からいうと、月 1 回しか使えないということですから、それはもうできないということなんですね。

スポーツ健康課長 基本的にはそうなりますが、指定管理者のほうで使用の状況を見てですね、使用の許可を出していきます。

教育参事 今回天然芝にしましたので、1カ月間毎週午前中使うとなると、その状態を見極めなきゃいけないという状況があります。それから、その後に入っているイベント等については、それができないという状況もあります。今回のようなラグビーの関係で、いい状態で提供したいという思いもございますので、無条件に1カ月間使用させてくれと言われてもですね、その後大きなイベントがあればやはり芝生のメンテナンスという部分もございますので、その辺も考慮した上で判断していかなければいけないかなというふうに思っております。

明石委員 そしたら、その辺のことをこの利用制限のところに入れておいたほうがいいのではないんですかね。

スポーツ健康課長 条例の中では、1カ月を越えて使用することはできないということがあります。1カ月以内で使用できる日にちは限られてくるかなと思います。

明石委員 僕が言うのは、例えば大事な試合が控えている、そのためには1カ月間は使わせたくないというのがあるわけでしょう。大事な試合のときは、芝生だからそれは1カ月前くらいから整えないと悪いんじゃないですか。

スポーツ健康課長 条例の第7条に許可の条件というのがありまして、「委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。」という項目があります。全部読ませていただくと、(1)施設を目的以外に使用するとき。(2)管理上やむを得ない事情があるとき。(3)施設を破損するおそれがあるとき。(4)その他委員会が不相当と認めるとき。と、条例の中ではなっております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようございますので、以上で質疑を打ち切り、議第2号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようございますので、議第2号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立図書館の利用について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第3号 別府市立図書館の利用についてでございます。この件につきまして、ご説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 11ページをご覧ください。別府市立図書館の利用について、別府市教育

委員会所管事務委任規則第3条の規定により議決を求めるものでございます。

12 ページをお願いします。図書館の利用について、「別府市ハーフ住民クラブ会員」及び「別府市に家屋を所有する市外在住者」に対して、行政サービスの一環として、別府市立図書館の利用を可能とする、利用を可能とするということは、館外に貸出しを認めるということ新たにやりたいなということです。この「別府市ハーフ住民クラブ会員」というものは、右に資料①を付けておりますけども、別府市の移住政策の一環といたしまして、別府市のおためし移住施設実施要綱というものがあまして、楠町、ゆめタウンの西側に空き家をリノベーションしまして、フロムン別府ハウスという小さな一軒家で、おためし移住ができるような施設を造りました。そこに入って利用する方について、行政サービスの一環として、図書館の利用、館外貸出しも、その期間認めようではないかというようなことで、この議案を挙げさせていただいた次第です。併せまして、以前から要望がありまして断っていたのが、別府市に家屋を所有する市外在住者、要は別荘等をお持ちになっていて、1カ月なり別荘に住んで別府で生活している方、この方々は基本的に別府の住人ではありませんが、その間別府で経済活動、生活をするのでお金も落としますし、電気代を払ったりですね、固定資産税も払いますし、別荘みたいなものを持っていると市民税の均等割等も課税されているという、そういうことも勘案しまして、そういうサービスも合わせて、貸出しを可能にしたいなということで挙げさせていただきました。このハーフ住民クラブ会員、今若干説明いたしましたけど、このフロムンハウスを利用する方と、それからもう一つ、市内の旅館・ホテルに1年間で通算5泊以上する方、これはハーフ住民クラブ会員の規約の中にこういう規定がありまして、どういうことでこれが分かるのかというのは、実際には自分は5日以上泊まりますよ、だから会員になりたいんだということを申請すれば、認めて会員証を出すということで、泊まる方、その家族の方もハーフ住民クラブ会員になるということでございます。こういう方を対象にして貸出しをしたいと。許可の根拠としましては、別府市立図書館管理規則第5条第3項第1号のウ、というものがあまして、ウは「その他委員会が認める者」ということで、委員会のほうで認めていただきたいなということです。ここに書いてあります、館外貸出しを受けることができる者は、別府市、大分市、由布市、杵築市、宇佐市、日出町の区域内に住所を有する者、ということで、近隣の市町村の方については、こういう形で今でも館外貸出しをしております。別府市内に通勤又は通学している者についても館外貸出しをしております。それに加えて、このハーフ住民クラブ会員と、別荘等をお持ちの方を、委員会で認めていただきたいなということでございます。ただし、このハーフ住民クラブ会員となると、貸したけど戻ってこない、そういうリスクが高いのかなという、そこら辺を若干心配しております。それで、貴重書、郷土資料等ですね、これは貸出しをしないというふうに決めたいと思っております。参考ですけども、別府市ハーフ住民クラブ会員はどういったメリットとか、どういった行政サービスを受けられるんでしょうかということで、今これは総合政策課が移住政策ということをやっておりますが、その中で、市営温泉、市民入浴券の販売ですね、それから市民向けの講座

等の参加を許可しているというメリットがあるということでございます。趣旨としては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま議第3号につきまして、社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

小野委員 これによって、何人ぐらいの方が図書館を利用されるんですか。

教育次長兼社会教育課長 ハーフ住民クラブ会員の中で図書館を利用したい方ということなので、数的にはかなり限定されるのかなと思います。そうですね、5人10人ぐらいのオーダーではないかなと思います。

高橋委員 ハーフ住民クラブ会員については、貴重書等の括弧の中に該当する書籍がありますけども、これを貸出ししないというのは、先程のご説明で、返却が思うようにいつていない、あるいはいかないのではないかと。ご心配の元に、この文章をお作りいただいたのではないかと思うんですけど、実際はどういうふうな状況にあるということはまだ分からないのですか。

教育次長兼社会教育課長 そうですね、この委員会で承認いただければ、2月の1日から実際に申請があれば運用を始めたいと思っております。

高橋委員 例えば図書館に行って、閲覧はできるわけですよね。閲覧はできるけど、貸出しはできませんというふうに書いてあげたほうが、貸出さないものとするという文章になってしまうと、何かこう差別的な感じもするんですよね。

明石委員 貴重な図書には、禁帯出って貼ってありますよね。これは貸出しはできないと。あれをきちんとしておけばいいんじゃないですかね。図書館に行ったら、よく赤いラベルを貼っていますよね。

教育次長兼社会教育課長 ここで高橋委員さんが言われた差別的な運用と言われればそういう部分もありますけど、一般的な別府市民の方はずっと別府市に在住されているので、そういうことのリスクが低いだろうということで、貸出しはOKですよ。ただし、ハーフ住民クラブ会員については、その辺のリスクが高いためこれは貸出せませんよという区別をしているので、表現の仕方としては、閲覧のみとする、とかですね。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第3号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第3号は議決することに決定い

たしました。

◎ その他（１）

【概要】 ※学校教育課長より、別府市いじめ防止対策等に係る条例等の制定について説明があった。質疑等はなかった。

◎ その他（２）

【概要】 ※教育政策課参事より、別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について経過報告があった。

寺岡教育長 ただいま教育政策課参事より説明がございました。教育委員の皆様、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

高橋委員 制服についてですが、つまりは自由とかフリーということですね。

教育政策課参事 幅広く考えればそのような形になるかと思います。

高橋委員 それぞれのご家庭でご判断くださいということですよ。

教育政策課参事 はい。ただし教育委員会としての方向性としては、統合中学校の物をぜひ購入をお願いしたいと。それを強制するものではないということです。

高橋委員 ということは、統合中学校の中に、浜脇の制服の方、山の手制服の方、新しい制服の方と３つ揃うということですね。

教育政策課参事 はい。そのケースも想定しております。

高橋委員 子どもの心境としてどうなのかなと。

教育参事 そこを一番考えないといけないと思っております。お下がりがあるからといって浜脇中学の制服で入学して、ずっと浜脇中学の制服を着て、統合中学に行ったら、え、みんな新しい制服、というような子どもたちの心情も考えないといけないのかなという思いもありますが、やはり家庭状況によっては強制はできないので。

高橋委員 ３年生はもう１年間だということで、割と少ないのかなという感じはするんですが、でもアンケートは違うのかな。不思議ですね。

明石委員 だけどアンケートは（イ）（統合中の制服で浜脇・山の手に入學し、統合中の制服で統合中を卒業する）が一番多いんですね、圧倒的に。

教育参事 逆に今の保護者からすれば、いい制服ができるのかなと思っている部分もあるのかなと。

高橋委員 だから1年間だけでも新しいものを買いたいんですよね。新しいものをね。

福島委員 1着で大体どのくらいするんですか。男子で。

教育政策課参事 男子で4万切るくらいです。

教育参事 制服だけでなく、サブバッグや体操着も含めてです。

明石委員 結構するんですね。女子は？

教育政策課参事 ほぼ同じくらいです。若干女子のほうが高いです。

明石委員 男子は学生服だからボタンを変えるだけでしょ。

教育政策課参事 男子は別府市内はほぼ一緒です。ただ女子の制服は違うと。ただし男子も夏服は各学校で若干違います。

寺岡教育長 参事、男子の制服は、いわゆるネクタイ・ブレザーではなくて学生服ということですか。

教育政策課参事 今、ブレザーか学生服かとか、女子もですね、セーラー服かブレザーかという選択もまだ残されております。この方向が承認されましたら、これからまた準備協議会のほうにかけて、値段等も含めて意見を賜りたいと思っております。

小野委員 統合中学の制服はもう先にできるわけですね。

教育参事 今から形とかそういうものを決めなければならないので、どの時点で業者に言わなければいけないかということも、ちょっと。

明石委員 またアンケートを取るんですか。

教育政策課参事 統合中学校の新しい制服を購入するようにと、いうことに決定しましたら、平成30年度末には新しい制服を作らなければなりませんので、すぐに発注をかけると。期限が決まっていますので、それに合わせて制作を進めていくという形になります。

寺岡教育長 先程、高橋教育委員さんが心配されたように、もしブレザーになれば学生服の子どもたちが何人かいるという状況になりますね。そこは自由ということになりますね。
ではよろしいですか。制服等については、また協議をしていくというこ

とでございます。今の段階では、原則としては新しいものを購入する、ただし、が付いているということでございます。では以上で質疑を終わります。

◎ その他（３）

【概要】 ※教育政策課参事より、平成 29 年度卒業（園）式・平成 30 年度入学（園）式の出席（案）について、日程及び出席者の説明があった。

◎ その他（４）

【概要】 ※平成 30 年 2 月定例教育委員会の開催日程について、平成 30 年 2 月 20 日（火）15：00 より開催することが決まった。

◎ 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」について ※継続審議分

寺岡教育長 ここからは非公開の議案となります。
それでは議事日程第 2、議第 42 号 平成 30 年度「別府市教育行政基本方針」についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、平成 30 年 1 月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。